

入院時食事療養・生活療養費 のお知らせ

入院時食事療養費

令和7年4月1日より

一般の方	1食につき510円
住民税非課税世帯の方	1食につき240円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の 入院日数が90日をこえている場合	1食につき190円
住民税非課税に属し、かつ所得が一定基準に 満たない70歳以上の高齢受給者	1食につき140円

入院時生活療養費

令和7年4月1日より

区 分		食費 (1食につき)	居住費 (1日につき)
課税世帯	医療区分1 (2・3以外の方)	510円	370円
	医療区分2・3	510円	370円
	指定難病	300円	0円
低所得2	(住民税非課税世帯)	240円	370円
低所得1	(年金支給80万円以下)	140円	370円
	低所得1 (老年福祉年金受給者・境界層該当者)	110円	0円

※尚、ご不明な点等がございましたら、1階受付までお問い合わせください。



医療法人中馬医療財団

中馬病院